

議案第 105 号

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 固定系無線設備の位置及び名称の表を次のように改める。

1 固定系無線設備の位置及び名称

種別	設備の位置	設備の名称
親局設備	伊賀市上野丸之内 116 番地	こうほういが
	伊賀市下柘植 728 番地	こうほういがししよ
	伊賀市島ヶ原 4913 番地	こうほうしまがはらししよ
	伊賀市馬場 1128 番地	こうほうあやまししよ
	伊賀市平田 652 番地 1	こうほうおおやまだししよ
	伊賀市阿保 1411 番地	こうほうあおやまししよ
中継局設備	伊賀市荒木 2014 番地	いがあらきやま
	伊賀市川合 3373 番地 1	いがやきお
	伊賀市川北 5 番地 7	いがおおやまだなか
	伊賀市種生兼好塚地先	いがけんこうづか
	伊賀市川合 3373 番地 1	あやまやきお

	伊賀市下阿波 1848 番地 3	おおやまだかさどり
	津市白山町垣内字北布引 128 番地 1432	あおやまこうげん
	伊賀市妙楽地 907 番地 1	みょうらくち
屋外拡声子局設備	市長が定める位置	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。